

音楽教室において生徒が演奏する場合の著作物の利用主体

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 令和 4 年 10 月 24 日

【事 件 番 号】 令和 3 年（受）第 1112 号

【事 件 名】 音楽教室における著作物使用に関わる請求権不存在確認請求事件

【裁 判 結 果】 棄却

【参 照 法 令】 著作権法 22 条

【掲 載 誌】 民集 76 巻 6 号 1348 頁、裁時 1802 号 1 頁、判時 2561・2562 号合併号 85 頁、判タ 1505 号 37 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25572370

上智大学教授 駒田泰士

事実の概要

Xらは音楽教室を運営する者であり、Xらと演奏技術等の教授に関する契約を締結した者（以下「生徒」）に対して、自ら又はその従業員等を教師として、上記演奏技術等の教授のためのレッスン（以下、単に「レッスン」）を行っている。Yは、音楽著作物に係る著作権の集中管理事業を行う一般社団法人である。

生徒らは、上記契約に基づき、Xらに対して受講料を支払い、レッスンにおいて、教師の指示・指導の下で、Yの管理に係る著作物（以下「本件管理著作物」）を含む課題曲（以下、単に「課題曲」）を演奏している。Xらは、Yを相手方として、YのXらに対する本件管理著作物の著作権（演奏権）の侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権等が存在しないことの確認を求めた。

本件一審判決は、レッスンにおける演奏の主体は、教師・生徒のいずれが行う場合でもXらであると結論づけたが（東京地判令2・2・28判時2519号95頁）、本件原審判決は、生徒が行う場合は生徒であるとした（知財高判令3・3・18判時2519号73頁）。Xら・Y双方が上告及び上告受理申立てを行ったが、最高裁は、Yの上告受理申立て理由の第2（生徒の演奏による著作物の利用主体に係る法律判断の誤り）のみ受理した。

判決の要旨

「演奏の形態による音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、演奏の目的及び態様、演奏への関与の内容及び程度等の諸般の事情を考慮するのが相当である。Xらの運営する音楽教室のレッスンにおける生徒の演奏は、教師から演奏技術等の教授を受けてこれを習得し、その向上を図ることを目的として行われるのであって、課題曲を演奏するのは、そのための手段にすぎない。そして、生徒の演奏は、教師の行為を要することなく生徒の行為のみにより成り立つものであり、上記の目的との関係では、生徒の演奏こそが重要な意味を持つのであって、教師による伴奏や各種録音物の再生が行われたとしても、これらは、生徒の演奏を補助するものととどまる。また、教師は、課題曲を選定し、生徒に対してその演奏につき指示・指導をするが、これらは、生徒が上記の目的を達成することができるように助力するものにすぎず、生徒は、飽くまで任意かつ自主的に演奏するのであって、演奏することを強制されるものではない。なお、Xらは生徒から受講料の支払を受けているが、受講料は、演奏技術等の教授を受けることの対価であり、課題曲を演奏すること自体の対価ということはできない。

これらの事情を総合考慮すると、レッスンにおける生徒の演奏に関し、Xらが本件管理著作物の利用主体であるということとはできない。」

判例の解説

一 はじめに

本件は、音楽教室における音楽著作物の利用という身近な事象に係るものであり、マスコミにより広く報道され、世間の耳目を集めていたところである。最高裁は、「演奏の形態による音楽著作物の利用主体」について、諸事情の総合考慮という判断の枠組を示した上で¹⁾、本件原審判決の結論を維持しており、実務及び学説に与える影響は大きいと考えられる。

二 「カラオケ法理」からの決別？

判旨によれば、演奏の形態による音楽著作物の利用主体は、演奏の目的及び態様、演奏への関与の内容及び程度等の諸般の事情を考慮して判断しなければならない。この規範は、「演奏」を「複製」と読み替えれば、最判平 23・1・20 民集 65 巻 1 号 399 頁（以下「ロクラク 2 最判」）が用いたものと同様である（厳密に言えば、本判決は考慮要素として演奏の「目的」「態様」を挙げており、ロクラク 2 最判は複製の「対象」「方法」を挙げている点が異なるが²⁾、どちらも総合考慮という枠組を採用している点に変わりはない）。なお、本判決と同様に総合考慮の枠組を採用した本件原審判決は、ロクラク 2 最判を引用している。

一方、著作物の利用主体の決定に関しては、「カラオケ法理」もしばしば言及されてきた。「カラオケ法理」に関しては明確な定義はないが、一般的には、物理的利用者に対する背後者の管理と、当該利用による利益の背後者への帰属をもって、背後者を利用主体とする法理とされている。実際、それら管理性・利益性の 2 要素のみをもって、物理的利用者以外の者を利用主体と認めた裁判例は少なくない（東京高判平 11・7・13 判時 1696 号 137 頁 [ビッグエコー]、知財高決平 17・11・15 平 17 (ラ) 10007 号 [録画ネット]、大阪高判平 19・6・14 判時 1991 号 122 頁 [選撮見録]、大阪高判平 20・9・17 判時 2031 号 132 頁 [デサフィナード] 等）。学説においては、かかる 2 要素のみをもって利用主体を決定するこの法理は、総合考慮とは明確に異なるものであるとして、両者を対立的に捉えた上で、本件原審判決及び本判決を前者からの「決別」を「宣言」したものと捉える見解もある³⁾。

筆者も、上記の意味における「カラオケ法理」が、総合考慮とは異なるものである点については、同意したい。しかし、本件原審判決以前の法状況が、当該法理からの決別を要するようなものであったかといえば、そうは思われない。それ以前にも、実質的に総合考慮の枠組を用いた裁判例 (①) は存在していたし、事案の性質に鑑み、上記 2 要素以外の要素も考慮しつつ、利用 (侵害) 主体の判断を行った裁判例 (②) も存在していたからである。また、著作権法 112 条にいう侵害者の概念に依拠するという別の道を進み、「カラオケ法理」とはかなり異なる観点から要件論を提示する裁判例 (③) もあった。要するに、裁判所は、その時期にあっても、「カラオケ法理」に別段固執していたわけではない。

①に該当するのは、東京地判平 19・5・25 判時 1979 号 100 頁 [MYUTA] である。事案は、携帯電話用音楽ファイルのストレージ・サービスに係るものである。同判決は、利用主体の決定にあたり様々な事情を考慮しているが、利益性の要素はとくに考慮していない。②に該当するのは、東京高判平 17・3・31 平 16 (ネ) 405 号・平 16 (ネ) 446 号 [ファイルログ I・II] である。事案は、インターネット上のファイル共有サービスに係るものである。同判決は、上記 2 要素のほかに、当該サービスが侵害を惹起する蓋然性と、その点についてのサービス提供者の悪意を考慮して利用 (侵害) 主体を決しているが、それらの要素を付加したのは、インターネットがもつ社会的重要性や汎用性 (非侵害用途) に配慮したためである。③に該当するのは、たとえば東京高判平 17・3・3 判時 1893 号 126 頁 [2ちゃんねる小学館] である。事案は、電子掲示板の侵害投稿に係るものである。同判決は、当該掲示板を運営する者は、侵害投稿を放置した場合、一定の条件下では同条の侵害者に該当すると判示している。

三 「カラオケ法理」は総合考慮の一適用場面

「カラオケ法理」を文字通り法理とみれば、それは総合考慮とは異なるものである。しかし、当該法理を後者の一適用場面とみることは可能である（知財高判平 30・4・25 民集 74 巻 4 号 1480 頁 [リツイート]）。総合考慮自体は、きわめて概括的な判断枠組にすぎず、たとえ少ない要素であっても、

事案における強度が十分であれば、それらのみに基づいて利用主体を決定するという判断の仕方を特段排除していないと考えられるからである。そもそも、背後者の管理支配が十分に強力であれば、当該要素のみをもって、この者を利用主体とみなしても、大抵の場合、非合理とはいえないはずである（いわゆる手足論⁴⁾を想起されたい）。加えて、著作権法は、著作者に排他的な財産権を付与することによって、この者に適正な利益を分配することを目的とする法律であるから、管理性が十分に強いとはいえない場合に、利益性によってこれを補うという判断をすることも、あながち不当なこととはいえない⁵⁾。

事例判決である最判昭 63・3・15 民集 42 巻 3 号 199 頁（以下「キャッツアイ最判」）は、一般に「カラオケ法理」の淵源的判決とみなされているが、実際にはそうした判断を行った一事例といえるように思われる。つまり、同最判とロクラク 2 最判は、結局のところ同一の判断枠組に依っているのである（後者に付された金築裁判官の補足意見）。利用主体の一般論又は前提論を論じるにあたって、両最判を引用する裁判例があるのも（東京地判平 28・3・25 判時 2322 号 122 頁〔ライブバー一審〕、知財高判平 28・10・19 平 28（ネ）10041 号〔同二審〕、本件一審判決）、そのような理解を前提とするものであろう。一方で、ロクラク 2 最判のみを引用する裁判例もあるが（東京地判平 25・9・30 判時 2212 号 86 頁〔自炊代行 I〕、東京地判平 25・10・30 平 24（ワ）33533 号、前掲平成 30 年知財高判、本件原審判決）、それは、同最判が（たとえば場合判例であっても）キャッツアイ最判とは異なり総合考慮という一般的な法解釈の手法を明示しているからではないかと考えられる。

四 カラオケの場合と何が異なるか

本判決が演奏主体を生徒と結論づけるにあたっては、当該演奏は生徒の行為のみによって成り立つ点、教師の伴奏等は生徒の演奏の補助にとどまる点、教師の指示・指導は目的（演奏技術の習得・向上）達成のための助力にすぎない点、生徒の演奏は強制に依らない点の各事情が斟酌されている。これらの事情は、結局のところ、生徒（物理的利用者）の演奏に対する教師（＝Xら）の管理性の強度の認定に関わるものといえる。また、生

徒の演奏目的は演奏技術の習得・向上にある点（換言すれば、自己又は他人の享楽のために演奏していない点）及び（そのことの帰結として）受講料は演奏自体の対価とはいえない点（教授の対価である点）の各事情も斟酌されているが、これらは（判旨の中では明示的に考慮要素とはされていない）利益性の認定に関わるものといえる。つまり、本判決も、大きくみれば「カラオケ法理」の 2 要素の枠内で認定判断を行っているのであって、そこから遠く離れた判断を行っているわけではない。

しかし、本判決は背後者（Xら）の演奏主体性を否定し、キャッツアイ最判は背後者（店舗経営者）のそれを肯定している。では、いかなる事情が、いかなる論理の下で、両判決の結論を分けたのであろうか⁶⁾。

キャッツアイ最判の事案においても、物理的利用者は演奏（歌唱）を強制されていたわけではないが、背後者による管理は肯定されており、この点が両判決の結論の相違に影響した旨を示唆する見解がある。論者は、「カラオケ歌唱は、客がカラオケに合わせて歌唱することを目的としているから、店による施設や設備の提供がなければ成り立たない」ことを指摘して、本判決の「生徒の演奏は、教師の行為を要することなく生徒の行為のみにより成り立つ」旨の説示と対比的に捉えている⁷⁾。

しかし、上述のように生徒の演奏目的は演奏技術の習得・向上にあるのだから、教師の指示・指導がなければ、レッスンにおける生徒の演奏は意味をなさないはずである（そもそも演奏しようとは思わないであろう）⁸⁾。カラオケの場合に提供されるのは施設・設備であって、レッスンにおいて提供されるのは主に教師の指示・指導であるという違いはあるが、どちらも背後者が提供するものにほかならない。

したがって、本判決とキャッツアイ最判との間に整合性を見出そうとするのであれば、本件においても、背後者（Xら）の管理は一応肯定できるということになろう。ただ、判旨がいうように、生徒の演奏は強制によるものではないので、当該管理性自体は弱いものであり、そのみではXらの演奏主体性を肯定できない。この点ではカラオケと同様であり、利益性による補充が必要である。

そして、カラオケの場合との結論の違いは、こ

の利益性の局面から生ずるのではないかと思われる。カラオケの場合に客が店舗に金銭を支払うのは、カラオケ歌唱をするため又は他の客がカラオケ歌唱をする雰囲気を楽しむためという要素が非常に大きく、当該金銭に占める歌唱の対価性の割合は非常に大きい。しかし、レッスンにおける生徒の演奏は、そのような享楽を目的としたものではなく、演奏技術の習得・向上を目的とするものである。当該目的を達成する上で、生徒が教師の前で演奏することは必須であるといえるから、受講料の中に生徒による演奏の対価的要素を全く認めないことはないとしても、それは間接的な形でのみ認めうる要素にすぎない。まさに判旨がいうように、受講料は「課題曲を演奏すること自体の対価ということとはできない」のである。

判旨によれば、「総合考慮」された「これらの事情」に、受講料の性質に係る上記の認定事項も含まれることは明らかである。以上に照らすと、本判決は結局、生徒の演奏に対するXらの管理のみではXらを演奏主体と認めるのに十分でなく、「なお」(判文) 利益性による補充も認められない、と結論づけたとみることができる。

五 おわりに

音楽教室における生徒の演奏は、Yによる使用料徴収の対象となりうるかという問題に関しては、本判決によって一応の実務上の決着をみたことになる。上述のように、本判決が行った総合考慮は、結果的にはカラオケ法理の2要素の枠を逸脱するものとは思われないが、出発点とされた判断枠組が総合考慮であることに変わりはなく、本件とは全く異なる事案においては、他の要素も必要に応じて考慮されるべきであろう。

●—注

- 1) 横山久芳「判批」令和4年度重判解244頁及び神谷厚毅「判批」L&T100号106頁は、本判決を事例判決と評価する。しかし本判決は演奏主体に係る一般論を提示したものであるから(上野達弘「判批」法教511号53頁)、一応、法理判決と評価しうのではないかとと思われる。
- 2) この点について、宮脇正晴「判批」法セ820号123頁は、「ロクラクⅡ事件最高裁判決の挙げた考慮要素が利用主体性の判断に当たって固定的なものでないことを示した」と評価している。
- 3) 池村聡「判批」ジュリ1580号68頁。安藤和宏は、生

徒の演奏に対するXらの管理は弱いにもかかわらず、利益性も考慮してXらを利用主体と認めた本件一審判決は、カラオケ法理に依ったものであり、逆に生徒の演奏についてXらを利用主体と認めなかった本件原審判決は、カラオケ法理から決別したものであって、そのことは、原審判決がキャッツアイ最判とロクラク2最判の双方を引用したのに対し、本判決が後者のみを引用した点に示されているとする(安藤和宏=横山久芳=上野達弘「〈座談会〉音楽教室対JASRAC事件裁判の論点」(以下、単に「論点」)高林龍ほか編『年報知的財産法2021-2022』35頁における安藤の発言)。しかし、本文で述べたように、キャッツアイ最判は事例判決にすぎず、何ら一般的な法理を示していないのであって、これとロクラク2最判を殊更対立的に捉える必要はないのではないかとと思われる。

カラオケ法理が学説上纒々批判されてきたのは、管理性・利益性を緩やかに認定すると、利用主体の範囲が際限なく広がっていく可能性があるからである(論点42頁における安藤の発言)。したがって、問題の多くは、管理性・利益性を問うこと自体ではなく、それらがあまりに緩やかに認定されることから生ずるのではないかとと思われる。

- 4) 著作権法における手足論も、筆者の理解では総合考慮の一適用場面である(拙稿「判批」新・判例解説 Watch(法セ増刊)32巻274頁)。手足論に関しては、上野達弘「いわゆる手足論の再検討」飯村敏明先生退官記念『現代知的財産法 実務と課題』(発明推進協会、2015年)1113頁以下を参照。同論文は、手足論が背後者・物理的行為者間の支配関係を中心に組み立てられつつも、その適用にあたって利益性も斟酌する裁判例があり、後者は「カラオケ法理」と至近な関係にあることを明らかにしている(1119~1121頁)。
- 5) 論点36~37頁における横山の発言参照。
- 6) キャッツアイ最判は、旧法の規定を維持する附則規定が廃止される前の特殊な法状況及びオーディオ・カラオケの使用という状況下で言い渡されたものであり、その先例的意義を殊更重視する必要はないかもしれないが、本判決との整合性が確認されるに越したことはない。
- 7) 横山・前掲注1)244頁及び神谷・前掲注1)105頁。
- 8) 本判決における「生徒の行為のみにより成り立つ」旨の説示は、カラオケとの対比を特段意図したものとは思われない。単に管理性の弱さを強調する趣旨であろう。